四(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	古橋　勉、小林　昌嗣

(2)　変更年月日
平成二十六年四月一日

○中国地方整備局告示第百八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月八日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号
中国地方整備局長　4
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社広島建築住宅センター
三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	岡崎　明彦
変更後	原田　忠光

(2)　変更年月日
平成二十六年四月一日

○中国地方整備局告示第百九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月八日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号
中国地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ハウスプラス中国住宅保証株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	西本　茂昭
変更後	

(2)　変更年月日
平成二十六年四月三十日

○中国地方整備局告示第百十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月八日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号
中国地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人島根県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐々木幸登
変更後	

(2)　変更年月日
平成二十六年四月三十日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	和田登志子
変更後	吉田　恭之

(2)　変更年月日
平成二十六年四月三十日

国会事項

参議院

質問主意書提出

五月二日議員から次の質問主意書が提出された。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第九二号）

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理解職
国務大臣　田村　憲久
文部科学大臣下村博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（四月三十日）
○財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　谷垣　禎一
内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
○文部科学大臣臨時代理
同　石原　伸晃
文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（熊本地方裁判所判事・熊本簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　永松　健幹
兼官を免ずる（以上五月二日）

金融庁

財務省

農林水産省

農水産業協同組合貯金保険機構監事に任命する（五月一日）　三和　彦幸

財務省

（関東財務局総務部総務課長）財務事務官　木村　隆
関東財務局総務部次長を命ずる
（近畿財務局理財部次長）同　今川　秀敏
近畿財務局総務部次長を命ずる
（近畿財務局理財部主計第一課長）同　井上　利裕
近畿財務局理財部次長を命ずる（以上五月一日）

農林水産省

（復興庁宮城復興局次長）復興事務官　稲田　幸三
農林水産技官（農村振興局整備部農村整備官付農村整備情報分析官）に転任させる
（大臣官房付）農林水産技官　皆川　猛
復興庁に出向させる
（関東農政局整備部次長）同　野原　弘彦
農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室長に配置換する
（農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室長）同　村岡　宏
関東農政局整備部次長に配置換する（以上五月一日）